



赤枠・青枠の区域内は建築等を行う場合は、
許可申請が必要です。
(詳しくは市街地整備課窓口でご確認下さい)

大山地区(仮称)

宇地泊第二地区

西普天間住宅地区

宜野湾市

普天間飛行場

佐真下第二地区

- 施工中区域
土地区画整理法第76条許可申請が必要
- 予定区域
都市計画法第53条許可申請が必要

